

第6章 就職の仕組み（新規大学等卒業者の場合）

はじめに

就職先を探すときにはまず、自分がどのような分野で、どのような仕事をしたいかを考えます。サービス業、製造業、情報通信業、飲食業、教育・学習支援業など、様々な業種の企業があり、営業、企画、技術職など、様々な職種があります。

企業が出している求人(企業が従業員を募集するもの)を自分の希望する条件(給料や勤務地、福利厚生など)と照らしながら、応募する求人をみつけていきます。

応募する求人が決まったら、履歴書を送ったり、企業の担当者と面接をしたりして、あなたが企業の求めている人材であれば、**採用内定**を経て、採用となります。

こうした就職へのステップの中で、あなたをサポートする様々な仕組みがあります。ここではその一例を紹介します。

1 就職活動を始めよう

民間就職サイトでのエントリーの受付等本格的な就職活動を開始する時期は、3月からとなりますが、その頃には希望する業種や職種、ゆずれない条件等の検討や自分がどんな仕事がしくて、自分の強みは何なのか等の自己分析は行っておく必要があります。就職活動は自分から開始する必要がありますので、注意が必要です。

①興味のある仕事(業種)を考えよう。

はじめは、自分が何に興味があるのか、どんな仕事があるのかについてもわからないと思いますので、大学のキャリアセンター等で相談してみましょう。

また、自分が何に興味があるのかを明確化するためには、多くの企業が集まっている会社説明会などで色々な業種の説明を聞いたり、インターンシップへの参加、OB・OG訪問、また民間就職サイトや専門誌などを通じた調査等、色々な職業・就職に関する情報に触れることが重要です。

②どんな仕事をしたいのか(職種)を考えよう。

業種を選ぶのと同時に職種を選ぶことも重要になります。同じ企業に入った場合でも、例えば、営業をやりたいのか、企画をやりたいのか、あるいは研究開発をしたいのかで仕事の内容は変わってきます。自分の大学の専攻などを踏まえて、どんな職種で働きたいのかを明確にしましょう。

【注】ただし、企業によって勤務形態が異なったり、人事異動があったりしますので、その職種にずっと在籍できるかどうかは企業によって異なります。応募したい企業のホームページや説明会等で確認してみてください。

③企業について良く知ろう。

自分の将来働きたい業種と職種が決まったら、その業種の企業のホームページや民間就職サイト、専門誌などを利用してより詳細に調査しましょう。また、企業の個別の説明会に行ってみるのも良いでしょう。個別の説明会では、その企業がどんなことをやっているのか、人事担当者などが直接説明してくれます。その他インターンシップの受入をしている企業もありますので、企業のホームページや大学のキャリアセンターに確認してみましょう。

【注】有名企業ではなくても、優れた技術や将来性を持つ企業はたくさんありますので、有名企業以外も良く調べてみましょう。

(→P.51「コラム12 若者雇用促進法について」参照)

(→P.51「コラム13 ユースエール認定企業について」参照)

(→P.52「コラム14 職場情報の提供・公開について」参照)

④企業に応募しよう。

説明会などを通して、企業の情報を得た後は、その企業に応募するかどうかを決めることとなります。

応募の手順は企業によって違いますので、応募したい企業のホームページ等をよく調べて方法を確認してください。

⑤困った時は相談しよう。

就職活動は時に長期間に渡り、なかなか思い通りにいかないことがあるかもしれません。そんな時は一人で抱え込まず、家族や友人に相談してみましょう。また、大学や公的機関(ハローワーク等)においても就職支援を行っていますので、そのような支援を活用しましょう。

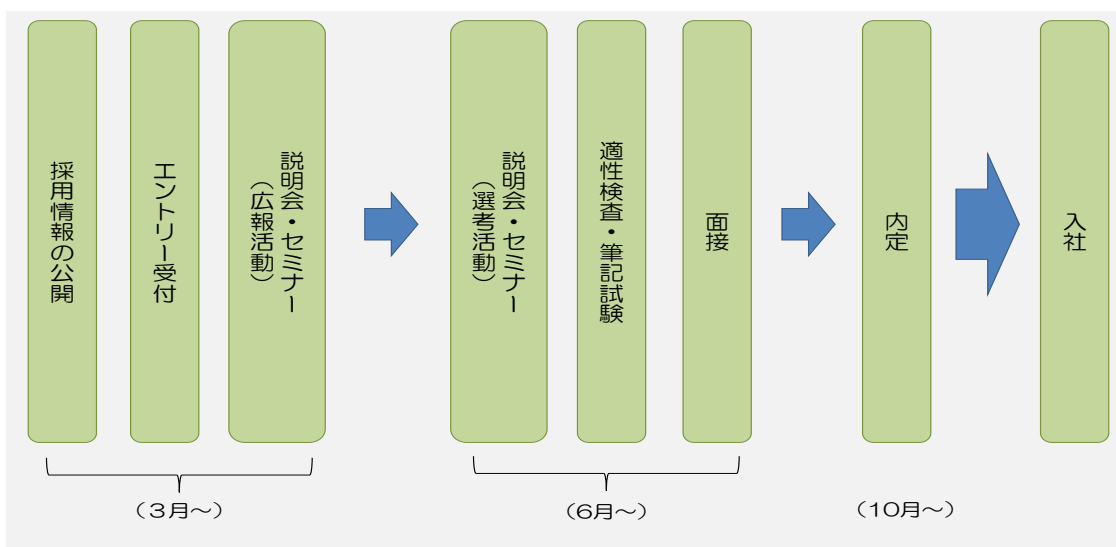
(→P.53「参考1 ハローワークでの若年者就職支援」参照)

(→P.54「参考2 高校卒業者の方へ」参照)

(→P.54「参考3 就職が決まらないまま卒業された方へ」参照)

(→P.54-55「参考4 働くことについて悩みを抱えている方へ」参照)

2 大学生の就職活動の標準的スケジュール（平成31年4月採用の例）



注意:このスケジュールは平成29年6月時点における標準的スケジュールを示したものです。就職活動に際しては、企業のウェブサイトや大学のキャリアセンターなどでよく確認をしましょう。

(→下記「もう一歩進んで⑩ 大学生等の就職活動のルール」参照)

もう一歩進んで⑩ 大学生等の就職活動のルール

大学生等の就職・採用活動については、学校側と企業側がルールを決めていて、それぞれこれを尊重することとなっています。

◆学校側の申合せ

- ・卒業・修了年次の初めまでの期間では、学内外で企業が実施する採用選考のための「企業説明会」に会場提供や協力を行わない。
- ・学校推薦は、原則として卒業・修了年度6月1日以降とする。
- ・正式内定日は、10月1日以降であること、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものであることを徹底する。また、正式内定が出るまでの間に、複数の内々定の状態が継続しないよう学生を指導する。

◆採用選考に関する指針

- ・不特定多数向けの情報発信以外の広報活動について、卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始する。
- ・面接等実質的な選考活動は、卒業・修了年度の6月1日以降に開始する。
- ・正式な内定日は、10月1日以降とする。

※ **ハローワーク**においては、申合せ及び採用選考に関する指針の趣旨を尊重し、求人
の公開は卒業年の6月からとしています。

コラム12 若者雇用促進法について

我が国の将来を担う若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができる環境を確保することを目指して「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が平成27年9月に公布されました。

この法律により改正された「青少年の雇用の促進等に関する法律」(若者雇用促進法)では①若者の適職選択に資するよう、職場情報を提供する仕組みの創設、②一定の労働関係法令違反の求人者について、ハローワークで新卒求人を受理しないこと、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度の創設、などの内容を盛り込んでおり、その取組を進めています。

(→下記「コラム13 ユースエール認定企業について」参照)

(→P.52「コラム14 職場情報の提供・公開について」参照)

コラム13 ユースエール認定企業について

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。ハローワークが企業の情報発信を後押しすることなどによって、企業と若者とのマッチング向上を図ります。

<認定企業は以下の認定基準を全て満たす中小企業です>

- 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
- 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
- 前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上
- 直近3事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上

など

<認定マーク>



【認定マークの解説】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現

【愛称（ユースエール）の解説】

若者（youth）を応援する（yellをおくる）事業主というイメージを表現

<ユースエール認定企業リーフレット（以下のURL）>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouseiteikyoku/0000143047.pdf>

コラム14 職場情報の提供・公開について

厚生労働省では、若者雇用促進法、**女性活躍推進法**、次世代法に基づいて、**職場情報の公開**を促進しており、学生などの求職者に有用な**職場情報の提供**を目的として、下記のホームページを展開しています。

○若者の活躍に関する情報

新卒者等の募集を行う企業は、平均継続勤務年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供することとなっています。応募段階で企業の労働環境や就労実態を十分に理解した上で、自分に合った就職先を選択できるよう、この仕組みをご活用ください。

<職場情報の提供リーフレット（以下のURL）>

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuha/kenyukiroudoutaisakubu/0000122437.pdf>)

また、「若者雇用促進総合サイト」では全国の**コースエール認定企業**や若者応援宣言企業の情報を掲載しています。個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージ等を掲載することで積極的な企業情報の発信を行っています。

(<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>)

○女性の活躍に関する情報

女性活躍推進法では、企業に自社の女性の活躍状況に関する情報の公表を求めています。企業における女性の活躍推進、**仕事と家庭の両立支援**に関する情報を提供する「女性の活躍・両立支援総合サイト」内に、企業の女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したサイト「女性の活躍推進企業データベース」があります。このサイトでは、個別の企業について、女性の採用割合や女性管理職割合などの情報や女性の活躍推進のための目標（行動計画）などが閲覧できます。企業名やキーワードからの検索、業種別、都道府県別、企業規模別の検索もできるので、関心のある企業を調べたり、同じ業種の企業を比較したりできます。

(<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)

(→P.35「コラム7 女性活躍推進法、えるぼし認定」参照)

○仕事と家庭の両立支援に関する情報

次世代法では、企業に従業員の仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し、公表することが求められています。「両立支援のひろば」では、各企業が策定した行動計画や、そこで定めた目標を達成し、「子育てサポート企業」として認定を受けた企業（**くるみん認定**・**プラチナくるみん認定**）の情報を検索・閲覧できます

(<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)。

参考1 ハローワークでの若年者就職支援

ハローワークでは様々な求人情報を全国規模で集め、その情報の提供や、仕事を探す方々への職業相談・職業紹介を行っています。また、現役学生の方や就職が決まらないまま学校を卒業した方、正規雇用を目指すフリーターの方等向けの専門施設やコーナーも用意しており、専門の相談員による就職支援を行っていますので、仕事を探す際は最寄りのハローワークに行ってみましょう。

(1) 新卒応援ハローワーク

新卒の人や、概ね既卒3年以内の方を主な対象として、若い方々が気軽に支援を受けることができるように各都道府県に設置された専門の窓口です。専門相談員であるジョブサポーターが、履歴書やエントリーシートの書き方の指導から求人の紹介まで、担当者制により就職まで一貫したサポートを提供しています。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000160256.pdf>

(2) わかものハローワーク

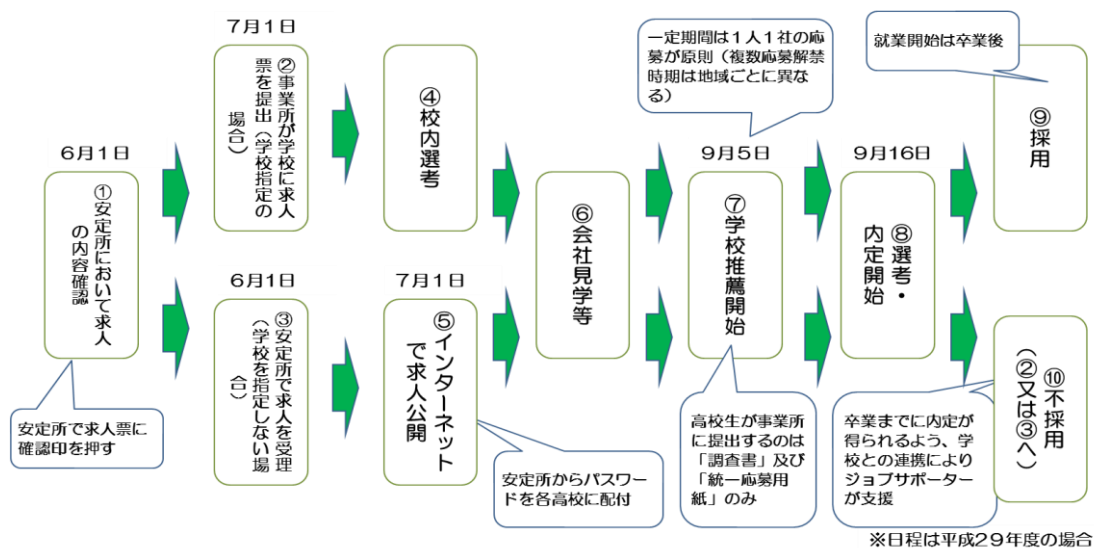
わかものハローワークでは、概ね45歳未満の正規雇用を目指すフリーター等の方々を対象に、専門相談員である就職支援ナビゲーターが、一人一人の段階に応じて正規雇用化に向けたサポートを行っています。全国で28箇所設置しており、また、各都道府県に、わかもの支援コーナー、わかもの支援窓口を設置しています。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000160253.pdf>

参考2 高校卒業の方へ

高校を卒業して、就職をするときには、その手続きがきちんと決められています。高校を卒業して就職を考えている方は、求人をするときや応募のスケジュールについては、以下の図を参考に学校の先生とよく相談してください。

【高校卒業者の就職のフローチャート】



参考3 就職が決まらないまま卒業された方へ

厚生労働省では青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針を作成し、新卒者の採用にあたって、少なくとも卒業後3年間は応募を可能とするよう企業等に要請しています。新卒者を対象とした求人であっても既卒者が応募可能な場合もありますので、求人情報を確認してみましょう。

卒業後の就職活動に関しては、卒業後一定期間は卒業した学校で支援を受けられる場合もあります。また、前述の新卒応援ハローワーク、わかものハローワーク・わかもの支援コーナー・わかもの支援窓口もご活用ください。

参考4 働くことについて悩みを抱えている方へ

(1) 地域若者サポートステーション(サポステ)

サポステでは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

<http://saposute-net.mhlw.go.jp/>

(2) ジョブ・カード

どんな仕事をしたいかわからない、自分の職業能力に自信がない方は「**ジョブ・カード**」を作成してみてください。

ジョブ・カードはこれまでの学習や職業経験、職業能力、免許・資格などを整理し、今後の職業生活を考える助けとなるものです。また、ジョブ・カードの作成についてキャリアコンサルタントの支援を受けることも、職業生活を考える大きな助けとなります。キャリアコンサルタントは、**ハローワーク**などに配置されており、相談が出来ます。「キャリアコンサーチ(キャリアコンサルタント検索システム)」等で探すこともできます。**ハローワーク**でのご相談の際は、予約制となっていることがありますので、事前にお問い合わせ下さい。

<http://jobcard.mhlw.go.jp/index.html>

(3) おしごとアドバイザー

「**ハローワーク**の利用の仕方がわからず来所をためらう」「アルバイトをしながら正社員就職を目指している」といった若者の方など向けに、厚生労働省では電話とメールによる就職相談サービス「おしごとアドバイザー」でアドバイスをしています。ご利用時間は、フリーターで働いている方でもご利用しやすい平日17時～22時と土日・祝日10時～22時となっています。

<http://oshigoto.mhlw.go.jp/>

電話：0120-987-754

メール：shitsumon@oshigoto.mhlw.go.jp



(4) アニメーション動画「僕らの明日」

厚生労働省では、フリーターから**正社員**に転換した方の体験談や、正社員として就職を目指す若者に対する就職支援機関を紹介するアニメーション動画「僕らの明日」と、フリーターの現状に関するデータを紹介するパンフレットを作成しています。今後の働き方や将来の進路について考えるきっかけの一つとしてご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=6FIegzNFek4&feature=youtu.be>

